国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長

無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、国土交通大臣が航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第132条の53第4号及び第5号並びに航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第236条の61第4項に基づく無人航空機操縦者技能証明(以下「技能証明」という。)の取消及び効力の停止(以下「行政処分」という。)並びに技能証明を受けた者に対する行政指導を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(行政処分)

第2条 行政処分は、必要な調査を行った上で、無人航空機操縦士行政処分審 査会(以下「審査会」という。)の審査結果に基づいて行うものとする。

(行政指導)

第3条 審査会の審査結果により行政処分の必要がないとされたものについては、必要に応じ文書警告又は口頭注意の行政指導を行うことができるものとする。

(処分の基準)

第4条

1 一般的基準

技能証明に係る行政処分及び行政指導(以下「処分等」と総称する。)の内容は、別表1「点数表」に掲げる処分事由(以下「処分事由」という。)に対応する点数を基本に、第3項を勘案して、当該処分事由についての点数を決定したうえで、別表2「処分等区分表」によって決定するものとする。

ただし、第三者の死亡、重傷又は複数の第三者の負傷の結果が生じた場合は、違反点数にかかわらず、技能証明の取消又は技能証明の効力の停止の処分を行うことができるものとする。

2 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

複数の処分事由について併せて処分等を行う場合は、各処分事由に対応 する点数を合計したうえで、第3項を勘案して違反点数を決定するものと する。

3 個別事情による点数の加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、別表3「個別事情による加減表」に 掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、点数を加重又 は軽減することができるものとする。

4 過去に処分を受けている場合の取扱い

過去に処分等履歴のある者に対する処分等の内容は、第1項から第3項により今回相当とされる点数に、別表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従って点数を加重したうえで、決定するものとする。

ただし、過去に処分を受けた日(複数回処分を受けている場合には最後に処分を受けた日)が今回の処分事由となる行為が行われた日から5年より前である場合は、点数の加重を行わない。

(処分等の保留)

第5条 処分事由に該当する行為について司法上の捜査、送検若しくは起訴等がなされた場合又は民事訴訟が係争中であり処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分を保留することができる。

(長期間経過している場合の取扱い)

第6条 処分事由に該当する行為が終了して2年以上経過した場合は、処分等 を行わないことができる。

(複数の無人航空機の種類についての限定をする技能証明を受けている場合 の取扱い)

第7条 複数の無人航空機の種類についての限定をする技能証明を受けている 者に対して処分等を行う場合は、その者が受けているすべての無人航空機の 種類についての限定をする技能証明について処分等を行う。

(通知)

第8条 処分等(口頭注意を除く。以下この条において同じ。)を決定したと

きは、処分等を受ける者の氏名、処分等の理由及び内容を、書面又は電磁的 方法をもって処分等を受ける者に通知し、書面又は電磁的方法によって指定 試験機関に通知するものとする。

附則(令和7年1月6日 国空無機第76233号)

(施行期日)

この基準は、令和7年2月1日から施行し、施行日以降に処分事由に該当する行為を行った者に適用する。

点 数 表

	処分事由	関係条文	点数
1	事故が発生した場合に危険防止	第132条の90第1項、第157条の	1 -
	措置を講じない	6	15
2	アルコール・薬物の影響下での	第132条の86第1項第1号、第157	1 -
	飛行	条の8	15
3	飛行計画の変更指示に従わない	第132条の88第2項、第157条の	15
	飛行	10第1項第11号	19
4	限定をされた技能証明を受けた	第132条の43第2項、第157条の	
	者による限定外の種類・方法で	9第7号	14
	の特定飛行		
5	条件付きの技能証明を受けた者	第132条の44第2項、第157条の	
	による条件の範囲外での特定飛	9第8号	14
	行		
6	飛行前確認・衝突予防措置を行	第 132 条の 86 第 1 項第 2 号・	14
	わないこと	第3号、第157条の9第12号	14
7	他人に迷惑を及ぼすような方法	第132条の86第1項第4号、第157	14
	での公共の場所の上空での飛行	条の9第13号	14
8	承認を受けずに行う夜間・目視	第132条の86第2項第1号・第2	
	外・30m未満・催し上空飛行	号・第3号・第4号、第157条の	14
		9第14号	
9	承認を受けずに行う危険物輸送	第132条の86第2項第5号、第157	14
		条の9第15号、	14
10	承認を受けずに行う物件投下	第132条の86第2項第6号、第157	14
		条の9第16号	11
11	飛行の方法について承認外での	第132条の86第3項、第157条の	14
	飛行	9第17号	17
12	夜間・目視外・30m未満飛行に	第 132 条の 86 第 4 項、第 157	
	おいて安全確保措置を講じない	条の9第18号	14
	こと		
13	機体認証において指定された使	第132条の14第1項、第157条の	
	用の条件の範囲を超えた特定飛	9第3号	13
	行		

14	整備命令に違反した特定飛行	第132条の15第1項、第157条の 9第4号	13
15	無人航空機の飛行に影響を及ぼ すおそれのある行為	第 134 条の 3 第 3 項、第 157 条の 10 第 1 項第 12 号	12
16	飛行禁止空域での飛行等	第 132 条の 85 第 1 項・第 2 項・ 第 3 項、第 157 条の 9 第 9 号・ 第 10 号・第 11 号	11
17	飛行計画を通報しない特定飛行	第 132 条の 88 第 1 項、第 157 条の 10 第 1 項第 10 号	10
18	機体登録を受けていない機体の 供用	第 132 条の 2、第 157 条の 7 第 1 項第 1 号	8
19	登録無人航空機の是正命令に違 反した機体の供用	第132条の9第1号、第157条の9 第2号	8
20	航空機の飛行に影響を及ぼすお それのある行為を事前に通報し ない又は虚偽の通報を行うこと	第 134 条の 3 第 2 項、第 161 条第 3 号	7
21	事故発生時の報告をしない又は 虚偽の報告を行うこと	第132条の90第2項、第157条の 10第2項	6
22	特定飛行を行う場合に飛行日誌 を備えないこと	第132条の89第1項、第157条の 11第2号	6
23	特定飛行について飛行日誌の不 記載・虚偽記載	第132条の89第2項、第157条の 11第3号	6
24	立入検査の拒否等	第134条第1項・第2項、第158条 第1号	6
25	特定飛行時に第三者が立ち入っ た場合に必要な措置を講じない こと	第 132 条の 87、第 157 条の 9 第 19 号	3
26	登録記号の表示その他の登録記 号を識別するための措置を講じ ていない登録無人航空機の供用	第132条の5第2項、第157条の9第1号	1
27	機体認証を受けずに法第 132 条 の 13 第 8 項の表示又はこれと 紛らわしい表示を付すこと	第 132 条の 13 第 9 項、第 157 条の 10 第 1 項第 1 号	1
28	型式認証を受けずに法第 132 条 の 19 第 2 項の表示又はこれと 紛らわしい表示を付すこと	第 132 条の 19 第 2 項、第 157 条の 10 第 1 項第 4 号	1

29	技能証明書不携帯での特定飛行	第 132 条の 54、第 157 条の 11	1
		第1号	1
30	登録事項の変更の届出を行わな	第132条の8第1項、第161条第4	1
	い又は虚偽の届出を行うこと	号	1
31	登録の抹消申請を行わないこと	第132条の11第1項、第161条第	1
		5 号	1
32	飛行に当たり非行又は重大な過	第132条の53第5号	1~10
	失があったとき		1 510

処分等区分表

点数	処分等の内容	
1~2	口頭注意	
$3\sim5$	文書警告	
6~8	技能証明の効力の停止3月	
9~11	技能証明の効力の停止 6 月	
12~14	技能証明の効力の停止1年	
15~	技能証明の効力の取消	

個別事情による加減表

項目	内 容	加重・軽減	
	重大な悪意又は害意に基づく行為	加重3点	
行為者の意識	行為を行うにつきやむを得ない事情	軽減1~3点	
	がある場合	軽/	
	違反行為等の内容が軽微であり情状	軽減1~3点	
 行為の態様・結果	をくむべき場合	軽例Ⅰ~3点	
11何の態体・桁木	第三者の負傷の結果が生じた場合	加重1~3点	
	常習的に行っている場合	加重3点	
	速やかに処分事由が生じている状態	赵斌1。9占	
見て笠の母内	の解消を自主的に行った場合	軽減1~3点	
是正等の対応 	処分の対象となる事由につき自主的に	軽減1~3点	
	申し出た場合	鞋 /	
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大	加重1~3点	
1	きい場合		
その他	上記以外の特に考慮すべき事情があ	海台加油	
て Vノ刊 L	る場合	適宜加減	

別表4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	口頭注意又は 文書警告	技能証明の 効力停止	技能証明の 取消
口頭注意又は 文書警告	加重2点	加重3点	加重4点
技能証明の効力停止	加重4点	加重5点	加重6点
技能証明の取消		技能証明の取消	